

平成 27 年度福岡市包括外部監査報告書（概要版）

福岡市包括外部監査人 小渕 輝生

平成 27 年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1. 選定したテーマと監査対象

| | |
|--------|--|
| 監査テーマ | 市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について |
| 選定理由 | <p>福岡市には、公の施設として、不特定の市民や通勤、通学、観光等で福岡市内に来られる方が利用可能な体育館、プール、市民センター等の施設（以下「市民利用施設」という。）が多数設置されている。</p> <p>これら市民利用施設を通じて利用者に提供される行政サービスは生活に密着しており、効果的かつ経済的に提供されている必要がある。このため、市民利用施設の利用実態を検討するとともに、当該行政サービスに要するコストの内容を把握し課題を発見することが重要である。</p> <p>また、福岡市では、平成 25 年 6 月に策定した行財政改革プランにおいて、「健全な財政運営」の項目で「受益者負担の見直し」という具体的な取組が挙げられている。しかし、現在のところ、市民利用施設において利用者が負担する使用料の多くについて、定期的な見直しが行われていない。今後厳しさを増してくると予想される福岡市の財政状況を踏まえると、市民利用施設で提供する行政サービスのコストに対して受益者負担の割合が適切な水準となっているか、利用者と未利用者の公平性が図られているか、少子高齢化の進展等の社会情勢を踏まえた料金設定となっているか等の受益者負担のあり方についての検討が必要になってきている。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方を検討することは、市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。</p> |
| 監査の対象 | 福岡市（以下「市」という。）における市民利用施設を監査対象とし、財政局財産有効活用部財産活用課、財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課、市民局スポーツ推進部スポーツ振興課等市民利用施設を所管する各部署に対して監査を行った。 |
| 監査対象期間 | 原則として平成 26 年度（平成 27 年度及び平成 25 年度以前の過年度も含む。） |
| 監査の視点 | <p>市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について、次の視点により監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民利用施設に関する財務事務は法令等に則り適切に行われているか。 市民利用施設は有効に活用されているか。 市民利用施設に関する受益者負担割合は妥当な水準か。 |

2. 監査実施者

| | |
|------------|---|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 小渕 輝生 |
| 包括外部監査人補助者 | 公認会計士 5 名、公認会計士試験合格者 1 名、行政実務経験者 1 名、アシスタント 1 名 |

3. 報告書の構成

| | |
|---|----------------|
| 第 1 監査の概要（テーマ、方法、実施期間、実施者等） | 1 ページ～ 3 ページ |
| 第 2 監査対象の概要（市の状況、市民利用施設の概要、市の市民利用施設の概要） | 4 ページ～ 29 ページ |
| 第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 | |
| 1. 監査の視点、2. 実施した監査手続 | 30 ページ～ 36 ページ |
| 3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項 | |
| 4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要 | 36 ページ～ 44 ページ |
| 5. 市民利用施設全般に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 | 45 ページ～ 77 ページ |
| 6. 個別の市民利用施設に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 | 78 ページ～692 ページ |

4. 報告書の要約

第1 監査の概要（省略）

第2 監査対象の概要

1. 市の状況（省略）

2. 市民利用施設の概要

(1) 市民利用施設の範囲及び分類

本報告書では、市民利用施設を「公の施設として、不特定の市民や通勤、通学、観光等で市内に來られる方が利用可能な体育館、プール、市民センター等の施設」と定義している。この定義を踏まえ、公の施設を使用料の観点から下記のとおり分類した。

このうち、監査対象とする市民利用施設は、受益者負担のあり方を監査テーマに含めているため、原則としてNo.1の「有料-市による料金設定-使用に際し、使用料を徴収」に分類される施設とした。これは、市の権限として料金を設定できる施設において、各施設で生じたコストのうちどの程度利用者に負担してもらうかを検討することが重要であり、No.1に分類される施設がその趣旨に照らして重要性が高いと考えられるためである。

<公の施設の種類>

| No | 大区分 | 中区分 | 小区分 | 福岡市の場合 | 監査対象 |
|----|-----|--------------------|------------------|-------------|--------|
| 1 | 有料 | 市による料金設定 | 使用に際し、使用料を徴収 | 体育館、市民センター等 | 全施設対象 |
| 2 | | | 目的外利用の場合のみ使用料を徴収 | 公民館等 | 対象外 |
| 3 | | 国等の定め（法令等）に基づく料金設定 | | 市営住宅、下水道等 | 対象外 |
| 4 | 無料 | | | 学校、図書館等 | 一部施設対象 |

(2) 市民利用施設の運営形態（省略）

(3) 施設の使用料、行政財産の目的外使用許可及び貸付制度（省略）

(4) 受益者負担のあり方

① 受益者負担の考え方

市民利用施設の料金設定に当たり、社会的な負担の公平性・公正性を確保し、かつ行政サービスの効率化と利用者の過剰利用の抑制を図るためには、その施設で提供される行政サービスの性質に応じ、市民利用施設で生じる費用の負担を、使用料等を通じて受益者に求めることが望ましいといえる。

② 行政サービスの性質別分類と負担割合

市民利用施設で生じる費用に対する受益者負担割合は、その施設の公共性の高さに応じて決められるべきである。本報告書では、公共性の高さを測る指標として、使用料の見直し方針・基準等を定めている他の自治体事例を参考に、施設で提供される行政サービスの「必需性」及び「市場性」という性質に着目した。本報告書の受益者負担割合の分析に当たっては、必需性の観点から、「行政関与が必需的」「行政関与が中程度」「行政関与が選択的」に3区分し、市場性の観点から「市場性が高い」「市場性が中程度」「市場性が低い」に3区分した。これらを9象限として整理し、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に設定した（以下、「受益者負担割合マトリクス」という。）。

<受益者負担割合の設定（受益者負担割合マトリクス）>

| | | | | |
|-------------------------|-------|-------|--------|-----|
| 高 ↑ 市場性 ↓ 低 | G 50% | H 75% | I 100% | |
| | D 25% | E 50% | F 75% | |
| | A 0% | B 25% | C 50% | |
| | 必需的 | ← | → | 選択的 |

③ 受益者負担割合の算定について

現状の使用料と費用の関係から、受益者負担割合を算定、分析する場合は次の算定式により、その割合が分析対象の施設の性質を踏まえ、適切かどうかを検討することとなる。

$$\text{受益者負担割合} = \text{使用料} / \text{市民利用施設で生じる費用}$$

3. 市の市民利用施設の概要

(1) 監査対象とした市民利用施設

本報告書において、監査対象とした市民利用施設の抽出基準及び局区別の市民利用施設数は次のとおりである。

<監査対象とした市民利用施設の抽出基準>

- 原則として平成 26 年度における有料の施設を対象とした。
- 「目的外利用の場合のみ使用料を徴収」される施設や「国等の定め（法令等）に基づく料金設定」をしている施設は対象外とした。
- 無料の施設であっても、比較の観点から対象に含めることが望ましい施設（無料の福岡市自転車駐車場）や、有料化も含めて検討すべきと考えられる施設（福岡市立老人福祉センター）については対象とした。
- 福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家については、平成 26 年度においては無料の施設であるが、平成 27 年度から有料化しており、受益者負担のあり方を検討するうえで有用と考えられることから対象とした。

<監査対象とした局区別の市民利用施設数>

| 所管 | 施設数 | 所管 | 施設数 | 所管 | 施設数 |
|-------------|-------|------------|-------|------------|--------|
| (1) 市民局 | 23 施設 | (5) 農林水産局 | 11 施設 | (9) 区役所 | 7 施設 |
| (2) こども未来局 | 3 施設 | (6) 住宅都市局 | 21 施設 | (10) 教育委員会 | 1 施設 |
| (3) 保健福祉局 | 12 施設 | (7) 道路下水道局 | 16 施設 | 合計 | 117 施設 |
| (4) 経済観光文化局 | 18 施設 | (8) 港湾局 | 5 施設 | | |

(2) 市民利用施設に関する市の取組（省略）

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点

市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について、次の視点により監査を実施した。

- ・市民利用施設に関する財務事務は法令等に則り適切に行われているか。
- ・市民利用施設は有効に活用されているか。
- ・市民利用施設に関する受益者負担割合は妥当な水準か。

2. 実施した監査手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

(1) 市民利用施設を所管する部署へのヒアリング及び資料の閲覧

市民利用施設を所管する各部署に対し、市民利用施設に関する財務事務の適切性並びに市民利用施設の有効性、効率性及び経済性の 2 つの観点からヒアリングを実施するとともに、必要に応じて資料を入手し閲覧した。

(2) 市民利用施設に関する受益者負担割合の分析

市民利用施設にて設定された使用料が、受益者負担割合に照らして適切かどうかを検証するため、監査対象とした全ての市民利用施設を対象として、受益者負担割合の分析を行った。

(3) アンケート調査

施設の管理運営状況や、使用料及び減免の設定方法等を網羅的に把握するため、監査対象となる市民利用施設全てに対してアンケートを実施した。

(4) 現地調査

施設の管理運営状況や使用料の収納体制等を直接的に確認するため、監査対象となる市民利用施設の一部について、現地調査を実施した。

(5) その他

上記(1)～(4)の手続を補完するため、過去の包括外部監査の内容を確認するとともに、必要に応じて、資料の入手及び関係者へのヒアリングを実施した。

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

| 区分 | 結果 | 意見 |
|------------------------|-----|------|
| 市民利用施設全般に関する監査の結果及び意見 | 1件 | 4件 |
| 個別の市民利用施設に関する監査の結果及び意見 | 63件 | 127件 |
| 合計 | 64件 | 131件 |

4. 市民利用施設全般に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

| 項目 | ①(意見)施設に係る全庁的な有効活用方策の検討について | ページ | 45 |
|-----|--|-----|----|
| 現 状 | <p>(1) 施設の有効活用に関する検出事項 施設の有効活用に関して次の事項が検出された。 ・老朽化、故障等が生じているが、費用対効果の観点から修繕等の対応を控えているものがある。その結果、施設の一部の利用が制限されており、施設の活用が不十分と考えられる。 ・施設の一部が未利用又は稼働率が低く、施設の活用が不十分と考えられる。等</p> <p>(2) 施設の維持管理(アセットマネジメント)に関する検出事項 施設の維持管理(アセットマネジメント)に関して次の事項が検出された。 ・施設所管部署の担当者から修繕等の必要性、修繕等の優先度については専門的判断を要するため、アセットマネジメント推進課の現状の相談体制を更に強化してほしいといった意見があった。 ・施設所管部署の担当者から保全情報システムについては十分な活用ができていないとの意見があった。等</p> | | |
| 意 見 | <p>市は、これまでアセットマネジメント及び財産有効活用の取組を推進しているが、現状に記載した検出事項に対応し、更なる施設の適切な維持管理及び財産の有効活用を推進するため、施設の維持管理及び有効活用に関する組織としての統治体制(以下「アセットガバナンス体制」という。)の構築が必要であると考えます。</p> <p>アセットガバナンス体制は、各施設の具体的な課題に取組むため、施設所管部署の主体性を尊重しつつ、財産活用課及びアセットマネジメント推進課が全庁的な視点から有効活用についてアドバイス等を行うことで組織横断的な取組も可能とすることを意識したものである。</p> <p>また、アセットガバナンス体制の強化について、財産活用課とアセットマネジメント推進課はモニタリングやアドバイス等を行う体制のあり方を含め、両課の連携強化について検討することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | ②(意見)全庁的な受益者負担の見直しへ向けた取組について | ページ | 53 |
| 現 状 | <p>市の行財政改革プランでは、健全な財政運営の推進項目の一つとして、受益者負担の見直しを行うことが掲げられている。また、財政局の改革実行計画では、平成26年度から、施設使用料の見直しを検討し、検討に当たり全庁的な調査の実施や方針の取りまとめを行うとされているが、見直しを実施した施設は一部にとどまっている。</p> | | |
| 意 見 | <p>施設使用料の見直しを進めている施設は一部にとどまっている。また、多くの施設において受益者負担割合の試算結果は、監査人が設定した望ましい受益者負担割合より低く、乖離している状況が見受けられた。さらに、複数の施設において使用料の設定根拠・理由が不明確であり、関連文書も保存されておらず、透明性に問題があると考えられる。</p> <p>市は、全庁的な受益者負担割合の見直しを図るため、推進体制の整備、全庁的な方針立案、施設別検討の実施、使用料改定の実施、定期的な見直しといったロードマップを参考に、取組むことが望ましい。</p> | | |
| 項目 | ③(意見)全庁的な減免制度の見直しへ向けた取組について | ページ | 67 |
| 現 状 | <p>市は、受益者負担の見直しと併せて、減免制度の見直しについても行財政改革プランの健全な財政運営の推進項目の一つに掲げている。各施設の減免制度(減免規定)を把握した結果、減免制度に関する考え方が整理されていない、殆どの施設で使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明である、長期にわたり減免制度が見直されていない施設が殆どであり利用者や社会情勢等の実態に相応しい減免内容になっているか検討されていないといった課題が検出された。</p> | | |

| | | | |
|------|--|-----|----|
| 意見 | <p>減免制度（減免規定）は施設利用者の公平性を確保するため、あくまで政策的趣旨に則り例外的に認められるものであると考える。</p> <p>市は、全庁的な減免制度の見直しを図るため、減免制度に関する考え方の立案、施設別検討及び制度改定の実施、定期的な見直しといったロードマップを参考に、減免制度（減免規程）について取組むことが望ましい。</p> | | |
| 項目 | ④（意見）施設間における連携強化の検討について | ページ | 71 |
| | (1) 障がい者スポーツセンターと市体育館及び市民センター等の連携強化による障がい者におけるスポーツ活動の推進について | ページ | 71 |
| 現状 | <p>障がい者にとって、障がい者スポーツセンター以外で同センターと同じレベルのスポーツ・レクリエーション活動を実施できる場が少ない。このため、障がい者スポーツセンターでは、市のスポーツ関係機関と連携し、障がい者スポーツの推進を図るため各種事業に取り組んでいる。また、障がい者スポーツセンターは、同センターが設置されている南区の利用者が全体の約45%を占めている。遠方の利用者に対する障がい者スポーツの推進を図るため、地域の要請があればセンターから運動指導員等を派遣し、障がい者のスポーツ活動等を支援している。</p> | | |
| 意見 | <p>障がい者スポーツセンター利用者の地域的な偏りを減らし障がい者のスポーツ活動を促進するためには、類似の市民利用施設と連携を強化し、障がい者にとって安心してスポーツをできる環境を整えることで、スポーツ活動を行う機会を増やすことが望まれる。また、地域における障がい者のスポーツ活動の広報は、障がい者の利用者が比較的多いと考えられる市民センター、地域交流センター等で積極的に実施することが望まれる。</p> | | |
| | (2) はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館の連携強化による共同事業や共同管理の検討について | ページ | 73 |
| 現状 | <p>はかた伝統工芸館の周辺には、同じく市の施設である博多町家ふるさと館がある。はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館の指定管理者間で意見交換や協力関係の構築を行っている。</p> <p>しかし現状では、はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館とで実際に共同の事業等が実施されたことはない。</p> | | |
| 意見 | <p>はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館は、伝統工芸を含めた福岡・博多の歴史、文化、伝統等を広く市民や観光客に知ってもらうための施設であるという視点で見れば、両者は共通の目的を持った施設であるといえる。そのため、事業面及び管理面の両面から、可能な部分については両施設が連携して運営することが望まれる。なお、より深度ある連携を実行可能とするため、両施設の指定管理者を同一の者に指定することを検討することが望まれる。</p> | | |
| | (3) 総合図書館における会議室等の利用促進、並びにこれに向けた総合図書館と市民センター及び地域交流センターの連携強化について | ページ | 74 |
| 現状 | <p>総合図書館には、使用料を徴収する施設として映像ホールと会議室がある。映像ホールの稼働率は約80%であるが、座席占有率は主催上映で約22%となっている。会議室の稼働率は第1会議室は約52%、第2会議室は約46%である。</p> | | |
| 意見 | <p>映像ホールの稼働状況は高いと考えられる。座席占有率は主催上映で約22%となっており、比較的健闘しているとも考えられるが、利用者数の増加へ向けた更なる取組が望まれる。会議室については稼働率が約50%前後であり、稼働率を上げる余地があると考ええる。特に一般利用許可の日数を増加させる取組みが望まれる。</p> <p>また、総合図書館の分館が市民センターや地域交流センターにあることを踏まえ、より効果的な広報を行うため、市民センター及び地域交流センターの連携を一層強化することが望まれる。</p> | | |
| 項目 | ⑤（結果）施設における物品の適切な管理について | ページ | 76 |
| 現状 | <p>現地調査を行った施設において、施設における物品の管理が適切にされていないものが散見された。</p> | | |
| 指摘事項 | <p>市は、市民利用施設における物品の管理について、物品管理に関するルールに則り適切な物品管理を徹底するとともに、指定管理者制度が導入されている施設においては、指定管理者に対する管理監督により物品管理に関するルールの遵守を徹底すべきである。</p> | | |

5. 個別の市民利用施設に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

個別の市民利用施設に関する監査については、監査テーマに基づき「視点1 施設の有効活用」、
「視点2 受益者負担のあり方」の各視点から要約を記載した。

(1) 視点1 施設の有効活用

① 施設の利用実態に一部不適切な点が見られたもの

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (結果) 特定の団体に対する器具庫の無料貸出について | | |
| 施設名 | 福岡市民体育館 | ページ | 163 |
| 内容 | 本館4階にある器具庫が、特定の団体に対して無料で貸し出しされている状況にあった。目的外の使用に該当すると考えられるが、特に目的外使用許可申請はされていない。 特段の事情があり特定の団体に施設の一部を利用させる必要があると認められる場合には、市は目的外使用許可を与える等実態に即した対応を行い、使用させるべきである。 | | |
| 項目 | (結果) 施設の適切な管理運営に係る指導の徹底について | | |
| 施設名 | 福岡市市民福祉プラザ | ページ | 204 |
| 内容 | 福岡市市民福祉プラザの事務室について、平成27年9月1日から利用開始している入居団体があるが、現地調査を行った平成27年9月28日時点で、市民福祉プラザ施設利用許可書の交付は当該団体に行われていなかった。 入居団体の利用開始に当たり市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を行う必要がある。このため、市は、指定管理者に対する適切な管理運営について指導を徹底する必要がある。 | | |
| 項目 | (結果) 空室における備品の撤去等について | | |
| 施設名 | 福岡市産学連携交流センター | ページ | 264 |
| 内容 | 入居を予定していた者が基幹研究室に備品を設置したが、入居延期となったにもかかわらず備品が設置されたままとなっていた。 使用許可がない状態にあつては、備品の管理責任を曖昧にしないため、及び別の者が入居を希望した際の妨げとならないようにするために、備品持込みができないことは明らかであり、備品はいったん撤去すべきと考える。 | | |
| 項目 | (結果) 適切な金庫内の管理について | | |
| 施設名 | 福岡市赤煉瓦文化館 | ページ | 360 |
| 内容 | 金庫内を調査したところ、多数の印鑑及び受託会社職員の個人現金が保管されていた。また、これらについて市は実態を把握していなかった。 これらの検出事項は、不正等のリスクを生じさせかねない。このため、市は受託会社に対して適切な業務執行を指導すべきである。 | | |

② 老朽化等により、危険が生じかねない状況等にあると考えられるもの

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 施設の老朽化及び計画的な対応等について | | |
| 施設名 | 福岡市立総合西市民プール | ページ | 168 |
| 内容 | 全館照明、放送の管理等を行う制御装置等のシステム関係は老朽化しているが、代替部品がないことから、万が一大きな故障が生じた場合には緊急の大規模改修が必要となり、不測の休館を余儀なくされる可能性が否定できない。このため、計画的にシステムの更新を検討することが望まれる。 道路から施設に入る階段の老朽化については、安全性に問題はないことを確認しているとのことであったが、利用者が通行する階段であることから、早急に改修を行うことが望まれる。 | | |
| 施設名 | 福岡市立障がい者スポーツセンター | ページ | 217 |
| 内容 | 現地調査を実施した結果、開設から約30年経過していることもあり、施設の屋内外で老朽化による要修繕等の箇所が複数認識された。優先順位を設け、計画的に修繕等を実施することが望ましい。 また、安全面から各室等は車椅子利用者、介護者等にとって十分なスペースが確保される必要があることから、備品等の整理や廃棄を行い、利用者が安全に利用しやすいスペースを確保することが望ましい。 | | |
| 施設名 | 油山牧場・背振牧場 | ページ | 409 |
| 内容 | 現地調査等の結果、複数の修繕等が必要な設備が発見された。これらは、施設利用に支障を来すとともに、危険を伴う可能性もある。 危険性等の緊急度が高い箇所から修繕する等優先順位を明確にした上で、計画的に対応することが望ましい。 | | |

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 施設名 | 福岡市海づり公園 | ページ | 417 |
| 内容 | 現地調査の結果、複数の腐食箇所が見られた。これらは修繕を検討すべき箇所と考えられる。危険性等の緊急度が高い箇所から計画的に対応することが望ましい。 | | |
| 施設名 | 福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 470 |
| 内容 | 現地調査を実施した友泉亭公園、東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにおいて、多くの修繕等が必要な設備が発見された。これらについて、早急に修繕等の対応を講じることが望ましい。 | | |
| 施設名 | 市営大橋駐車場 | ページ | 525 |
| 内容 | 現地調査を実施した結果、雨漏り、外壁の亀裂及び剥落等が見られた。外壁の亀裂及び剥落箇所については、今後老朽化が進めば更なる剥落が発生する可能性があり、外壁直下の歩道の安全性を確保するためにも、定期的な点検や補修が望まれる。 | | |
| 項目 | (意見) 機械式駐車場の不具合に係る現状確認及び大規模修繕の検討について | | |
| 施設名 | 福岡市健康づくりサポートセンター | ページ | 195 |
| 内容 | 福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（以下「あいれふ」という。）地下の機械式駐車場について、指定管理者から多数の不具合が生じている旨の報告がされている。所管部署は、現時点では緊急案件ではないと判断しており、現場の状況確認も実施していない。指定管理者からの報告を踏まえ、少なくとも現場の状況確認を実施するとともに、緊急性が高い場合には大規模修繕の前倒し等を検討することが望ましい。必要に応じて、アセットマネジメント推進課等専門知識を有する部署に対して、市民等に対する影響の程度、緊急に対応すべきか等について、相談することが望ましい。 | | |

③ 施設の一部の利用が制限されており、施設の活用が不十分と考えられるもの

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 休止中の設備における今後の有効活用方策の検討について | | |
| 施設名 | 福岡市立地区体育施設等 | ページ | 165 |
| 内容 | 現地調査の結果、福岡市立総合西市民プールにおいてはサウナ室及びレストラン厨房が、また、福岡市民体育館においてはサウナ室、浴室及び特別席が休止中であった。各休止中の設備については、今後の利用方針等を決定し必要に応じて修繕、改修等を行い有効活用することが望まれる。なお、他の福岡市立地区体育施設等についても遊休となっている箇所がないか現状把握を行うことが望ましい。 | | |
| 項目 | (意見) 施設の老朽化及び早急な対応等について | | |
| 施設名 | 福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 470 |
| 内容 | 友泉亭公園の中門や月見櫓、東平尾公園のセンターコート特別室、大谷広場の遊具、噴水の使用が制限されている。これらは、施設を利用できない以上、施設の有効活用に支障があると考えられる。このため、できる限り修繕等を行い施設を利用できるよう措置することが望ましい。また、利用できない設備の中には、使用料を徴収できるものが含まれているため、適切な修繕等を行い施設利用者の増加や使用料の増加に繋げることが望ましい。 | | |

④ 施設の一部が未利用又は稼働率が低く、施設の活用が不十分と考えられるもの

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 会議室等に係る稼働率の向上について | | |
| 施設名 | 福岡市市民福祉プラザ | ページ | 210 |
| 内容 | 会議室、研修室等については比較的稼働率が高いが、介護実習室、調理実習室、視聴覚室、保育実習室、和室については、稼働率がいずれも50%を下回っている。特に保育実習室は20%と低水準である。稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向けて努力していくことが望まれる。 | | |
| 項目 | (意見) 施設及び分析機器の稼働率の向上について | | |
| 施設名 | 福岡市産学連携交流センター | ページ | 265 |
| 内容 | 交流ホール、会議室、分析機器室といった施設や分析機器については、いずれも稼働率が10%を下回っており、非常に低水準となっている。稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向けて努力していくことが望まれる。 | | |

| | | | |
|-------|---|-----|-----|
| 項 目 | (意見) 施設の更なる有効活用方策の検討について | | |
| 施 設 名 | 福岡市市民リフレッシュ農園 | ページ | 385 |
| 内 容 | <p>体験農園(貸し農園)については、今津リフレッシュ農園で空き区画が発生している。広報活動の強化や利便性向上を図ることによって空き区画の解消に向けた方策を検討及び実施することが望まれる。</p> <p>研修室については年間利用件数が少ない。施設の有効活用の観点から、施設の設置趣旨に沿った利用促進方策の検討及び実施が望まれる。</p> | | |
| 項 目 | (意見) 未利用箇所の有効活用について | | |
| 施 設 名 | 福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 481 |
| 内 容 | <p>現地調査を実施した東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにて、未利用箇所が見受けられた。</p> <p>未利用箇所については、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため、市は、改修や整地等を行うことでフリースペースとして開放すること等を検討することが望ましい。</p> | | |
| 施 設 名 | 福岡市立南市民センター | ページ | 643 |
| 内 容 | <p>現地調査を実施した福岡市立南市民センターにて、未利用箇所が見受けられた。</p> <p>未利用箇所については、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため、市は、改修等を行うことで市民へ開放すること等を検討することが望ましい。</p> | | |
| 項 目 | (意見) 未建立墓地区画総数の把握及び未建立墓地区画に係る利用取消の検討について | | |
| 施 設 名 | 福岡市立霊園 | ページ | 500 |
| 内 容 | <p>未建立墓地区画は利用者による管理が不十分になる可能性が高い。</p> <p>未建立の状況を詳細に把握するとともに、未建立墓地区画が発生している原因を分析するとともに、利用者により管理徹底を依頼する等の対策を実施することが望ましい。また、3年以上未建立である区画について今後も利用が望めない場合等においては、利用許可を取消し、新たな募集を検討することが望ましい。</p> | | |
| 項 目 | (意見) 利用率 20%未満の自転車駐車場の利用促進策等の検討について | | |
| 施 設 名 | 福岡市自転車駐車場 | ページ | 570 |
| 内 容 | <p>自転車駐車場のうち利用率が低いものがあると考えられる。</p> <p>利用率が低い水準にある施設については、原因分析を行った上で、取組むべき解決策を検討することが望ましい。</p> | | |

⑤ 利用者の実態把握がされていない、又は実態把握を施設運営に活かしておらず、施設の活用が不十分と考えられるもの

| | | | |
|-------|---|-----|-----|
| 項 目 | (意見) 市民のニーズをよりの確に反映させた施設の有効活用について | | |
| 施 設 名 | 福岡市立今宿野外活動センター | ページ | 96 |
| 内 容 | <p>属性別、利用目的別の利用者数の把握や、設備別の利用状況の把握はされていない。また、学校利用が減ったため、食堂や厨房が現在は殆ど使用されていない等、施設の設定が現状の利用実態にそぐわない事象が生じている。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討するため、利用状況を精緻に把握することが望ましい。また、行政の各種事業や指定管理者との連携により、新たなニーズを創出し施設の有効活用を図ることが望まれる。</p> | | |
| 項 目 | (意見) 実利用者数の把握による施設の有効活用について | | |
| 施 設 名 | 福岡市立地区体育施設等 | ページ | 163 |
| 内 容 | <p>各施設の延べ利用者数や施設の稼働率を毎年度算定し、次年度の計画に役立てている。また、施設の入退場システムを改修し、各室ごとの稼働状況を把握、分析することを検討している。</p> <p>しかし、各施設の実利用者数については把握していない。</p> <p>各施設の実利用者数を把握することは、スポーツの振興にどれだけ貢献したかを把握するうえで重要な指標であるため、施設の設定目的の達成度を測る指標のひとつとして、実利用者数を把握することが望まれる。</p> | | |
| 項 目 | (意見) 使用料を徴収する研修室等の利用促進について | | |
| 施 設 名 | 福岡市健康づくりサポートセンター | ページ | 194 |
| 内 容 | <p>あいれふ内貸館設備の利用状況について、利用者数や稼働率の把握はしているが、その結果の活用はしていないとのことである。また、あいれふの貸館利用者に対して、アンケートを定期的実施していない。</p> <p>利用状況の結果を活用し、稼働率を上昇できる研修室等はないか等について検討を行うことが望ましい。利用者を増加させる具体的な方策の検討に当たっては、利用者に対するアンケートの実施が有用であると考えられる。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) アンケート結果を活用した施設の有効活用に対する取組について | | |
| 施設名 | 福岡アジア美術館 | ページ | 339 |
| 内容 | <p>来館者を対象としたアンケートを実施しているが、アンケート結果は施設の有効活用に具体的に活かされていない。</p> <p>今後は、施設が実施したアンケートの結果を活用し、具体的な取組を実施していき、施設の有効活用を更に進めていくことが望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 設備ごとの稼働率の把握について | | |
| 施設名 | 福岡市博物館 | ページ | 350 |
| 内容 | <p>博物館には講座室、講堂等の利用者から使用料を徴収する設備の他、読書室、多目的研修室等の無料設備があるが、これらについて稼働率の把握はされていない。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考えられる。このため、設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。</p> | | |
| 施設名 | 福岡市立背振少年自然の家、福岡市海の中道青少年海の家 | ページ | 663 |
| 内容 | <p>宿泊施設の定員稼働率を基礎とする利用率の算定や、研修室やプレイホールといった設備ごとの利用状況は把握されていない。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考える。このため、設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 墓所の利用状況の把握及び不用墓所の返還について | | |
| 施設名 | 福岡市立霊園 | ページ | 498 |
| 内容 | <p>利用者から墓所を返還してもらいたい区画があると考えられるが、現在のところ利用許可中の墓所について、利用者が返還すべき状況にあるかは網羅的に把握されていない。</p> <p>利用者に墓所の利用状況に係るアンケート等を実施し、返還意向の有無を網羅的かつ定期的に把握するとともに、不用墓所については返還を求めること等が望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 設備の有効活用方策等の検討について | | |
| 施設名 | 博多港国際ターミナル | ページ | 616 |
| 内容 | <p>貸館設備及び占用許可の対象設備について、日別単位や稼働時間単位の稼働率等具体的な稼働状況が分かる資料は作成されていない。</p> <p>施設の有効活用を検討する前提として、現在の稼働状況を精緻に把握する必要があると考える。また、市民等による需要を喚起するため、ホームページの記載充実等のソフト面の対策をより積極的に実施することが望ましい。</p> | | |

⑥ より望ましい成果指標の検討が望ましいもの、施設運営の総合的な評価が行われていないもの等

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 施設の設置目的に即した成果指標の設定について | | |
| 施設名 | 福岡市男女共同参画推進センター | ページ | 180 |
| 内容 | <p>福岡市男女共同参画基本計画(第2次)で定めた基本目標及び数値目標をより具体的に推進するため、福岡市男女共同参画推進センターの役割に基づき、同センターにおける実施事業について具体的な成果指標の設定を検討することが望まれる。</p> <p>事業年度終了後には成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 博物館に係る総合的な評価の実施及び評価結果等の開示について | | |
| 施設名 | 福岡市博物館 | ページ | 349 |
| 内容 | <p>博物館に係る総合的な成果の把握及び評価は実施されていない。</p> <p>博物館の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入館者数、利用者の満足度、収蔵件数等の定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 動植物園に係る総合的な評価の実施及び評価結果等の開示について | | |
| 施設名 | 福岡市動植物園 | ページ | 509 |
| 内容 | <p>動植物園に係る総合的な評価は実施されていない。</p> <p>動植物園の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入園者数、利用者の満足度、繁殖等の実績等の定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 施設設置目的の再設定及び目的に即した成果指標の設定について | | |
| 施設名 | 藤崎バス乗継ターミナル | ページ | 533 |
| 内容 | <p>施設の設置目的について、時代の状況等の影響により施設設置当初の目的から少なからず変化しているため、施設のあり方を再検討し、現状に即した目的を再設定することが望まれる。</p> <p>また、再設定した施設の設置目的に沿って成果指標を設定するとともに、事業実施後に成果指標に対する成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。</p> | | |

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 財務情報を用いた成果指標の検討について | | |
| 施設名 | 福岡市総合図書館 | ページ | 650 |
| 内容 | <p>「福岡市総合図書館新ビジョン」の成果指標は入館者数、個人貸出冊数等であり、財務情報を用いた成果指標は設定されていないが、施設の運営を行う以上、コストを含めて検討することは重要であるとする。</p> <p>現在設定している成果指標と併せて、費用等財務情報を用いた成果指標も設定することが望ましい。例えば、貸出1冊当たり費用のような成果指標を設定することが想定される。</p> | | |

⑦ 施設のあり方等を検討することが望ましいと考えられるもの

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しの検討について | | |
| 施設名 | 福岡市姪浜買物広場 | ページ | 244 |
| 内容 | <p>利用件数及び利用日数はともに非常に少ない。また、具体的な成果指標は設定されておらず、占有許可により開催された催事への入場者数を把握することも行っていない。</p> <p>入場者数を把握したうえで、施設の設置目的に対する成果を評価する必要がある。また、地元商店会の主体性を確保したうえで、区役所、学校等とともに、施設の利用を促進する事業案を策定及び実施することが望まれる。</p> <p>それでも利用状況が好転しない場合は、現状の利用方法にとどまらない抜本的な利用方法の変更についても検討することが望まれる。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 施設の有効活用方策及び施設のあり方に関する抜本的な検討について | | |
| 施設名 | 福岡市田園スポーツ広場 | ページ | 394 |
| 内容 | <p>利用状況を鑑みると、有効に活用されている状態にあるとは言い難い。土日祝日の更なる利用促進を図るとともに、現状では極めて利用率の低い平日の利用も促進する方策を検討及び実施することが望まれる。</p> <p>また、中長期的には今後も市の事業として継続していくことが妥当であるか地権者へ土地を返還することも含め抜本的な検討を行うことが望まれる。</p> | | |

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 施設のあり方の検討等について | | |
| 施設名 | 市営大橋駐車場 | ページ | 523 |
| 内容 | <p>当初の設置目的が現状においても引き続き達成されているとまではいえない状況にある。</p> <p>周辺環境及び利用者の利用状況等の実態を踏まえ市営大橋駐車場のあり方を検討し、市が引き続き維持管理及び運営を実施していく意義を有するか検討することが望まれる。</p> | | |

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 老人福祉センターのあり方の再検討について | | |
| 施設名 | 福岡市立老人福祉センター | ページ | 682 |
| 内容 | <p>各老人福祉センターの老朽化が進んでおり今後修繕等に要する費用が増加することが予想される中で、施設の必要性に疑念が生じかねない現状にあると考えられる。また、老人福祉センターにおける利用実態の把握も不十分と考える。</p> <p>このため、市は老人福祉センターの実態調査を行った上で、老人福祉センターのあり方について改めて検討を行い、提供する行政サービスの内容を再構築及び明確化することが望ましい。また、再構築した内容に合わせ、ハード・ソフト両面において施策を実施することが望まれる。</p> | | |

⑧ その他施設の有効活用の観点から検討することが望ましいもの

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 駐輪場の適切な利用の啓発及び有料化の検討について | | |
| 施設名 | 福岡市立中央体育館 | ページ | 169 |
| 内容 | <p>隣接する福岡市立中央区市民センターとの間に無料駐輪場が存在するが、利用者が極めて多いため、駐輪場の外に自転車があふれる状態となっており、福岡市立中央体育館の利用時に支障を来すおそれがある。</p> <p>市は、今後も自転車利用者に適切な駐輪場の利用を促すとともに、別途駐輪場スペースの確保を検討することが望ましい。必要に応じて駐輪場の有料化等を検討することが望まれる。</p> | | |

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 事務室入居団体の定期的見直しについて | | |
| 施設名 | 福岡市市民福祉プラザ | ページ | 206 |
| 内容 | <p>福岡市市民福祉プラザの事務室に入居している団体について、入居期間は10年以上と長期にわたっているが、市は入居団体の見直しを実施していない。</p> <p>市は定期的に入居団体の見直しを実施することが望ましい。具体的には、5年に一度等定期的に入居団体について、事務室利用の適切性や、団体が社会状況に相応しい福祉に関する事業を効果的に実施しているか等について評価を行い、評価結果に基づき入居団体を選定することが望ましい。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 火葬炉数の整備について | | |
| 施設名 | 福岡市葬祭場 | ページ | 228 |
| 内容 | <p>今後更に高齢化社会が進むため、火葬需要は益々増加していくと想定される。今後の火葬需要の増加を踏まえ必要炉数の試算を行ったところ、平成47年度から平成53年度までに必要な炉数は約39基となっており、既存の火葬炉数26基では対応が困難であると考えられる。</p> <p>周辺住民への十分な配慮を行ないつつ施設の増設等へ向けて今後具体的な検討を行うことが望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 収蔵スペースの確保に係る具体的な検討の実施について | | |
| 施設名 | 福岡市博物館 | ページ | 351 |
| 内容 | <p>現地調査、博物館収蔵庫現況調査委託報告書の閲覧及び市への質問を通じて、収蔵スペースが不足状態にあると考える。</p> <p>このため、収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討を行うことが望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 地階事務室の入居団体に係る適切な取扱い等について | | |
| 施設名 | 福岡市赤煉瓦文化館 | ページ | 361 |
| 内容 | <p>赤煉瓦文化館の地階の倉庫一室を、民間団体に事務室として行政財産の目的外使用許可している。</p> <p>土地使用料の全額免除について根拠が不明瞭である。土地使用料の影響額が大きいことも踏まえ、減免の根拠をより具体的に明確化することが望ましい。</p> <p>また、入居当初から12年が経過しており、長期にわたり使用許可する根拠が不明確である。他に同様の団体がいないか、長期にわたることの妥当性等を検討し、その結果を明確化することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 廃止決定に至るまでの期間及び今後の方針の速やかな決定について | | |
| 施設名 | 福岡市農村センター | ページ | 402 |
| 内容 | <p>平成27年度末に閉館されるが、過去の利用状況、運営内容等を考慮すると設置目的の再構築や早期の廃止を検討すべきであった可能性もある。</p> <p>今後、設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については、施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討することが望ましい。</p> <p>なお、農村センター廃止後の施設の有効活用については、跡地の貸付または売却を検討する予定であり、速やかにその後の有効活用に係る方針の決定及び実施が望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 指定管理者制度の採用について | | |
| 施設名 | 福岡市立霊園 | ページ | 496 |
| 内容 | <p>霊園について、更なる施設の有効活用を推進するため指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。指定管理者制度とは公の施設の管理に民間の知見を活用しながら、市民サービスの向上を図ることを目的とする制度である。指定管理者制度の採用により、民間の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できると考えられる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 管理業務委託に係る一体委託の検討等について | | |
| 施設名 | 福岡市動植物園 | ページ | 510 |
| 内容 | <p>夜間警備等業務委託、清掃業務委託等については、動物園と植物園の両所管部署で個別に業務委託が実施されていた。</p> <p>これらの業務委託について一体委託の検討を行うことが望ましい。また、これら以外にも動物園と植物園で一体として実施できる業務がないか検討を行い、効率性及び経済性の観点から可能な限り一体として運営することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 団体利用者の範囲の明確化及び明文化について | | |
| 施設名 | 福岡市立老人福祉センター | ページ | 682 |
| 内容 | <p>市は、利用できる団体の範囲について施設の設置条例等で特に規定していない。</p> <p>利用できる団体の範囲が不明瞭であるため、結果的にどのような団体も利用可能ということになり、施設の設立趣旨を逸脱した利用をされる可能性がある。このため、団体の範囲について明確化及び明文化することが望ましい。</p> | | |

(2) 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の徴収、減免手続等に一部不適切な点が見られたもの

| 項目 | (結果) 条例におけるテント施設定員の記載誤りについて | | |
|-----|---|-----|-----|
| 施設名 | 福岡市立今宿野外活動センター | ページ | 99 |
| 内容 | 福岡市立今宿野外活動センター条例別表において、宿泊施設使用料に関する表が記載されており、当該表の区分欄には「テント施設(8人用)」と記載されている。しかし、実際には、現時点でのテント施設の定員は15名であり、条例の記載と実際の運用が不一致となっている。実態を正確に反映させるよう、条文の記載を修正すべきである。 | | |
| 項目 | (結果) 使用料の減免手続に係る指導の徹底について | | |
| 施設名 | 福岡市市民福祉プラザ | ページ | 211 |
| 内容 | 福岡市市民福祉プラザの事務室に入居する団体のうち、平成26年度の使用料が全額免除されている団体がある。福岡市市民福祉プラザ運営要領において減免の必要がある場合は市長に協議するとされているが、当該団体に係る協議の内容は不明であるとともに、当該協議に関する文書はない。 市は使用料減免に係る運用を適切に行うため、指定管理者に対して、減免根拠を明確化した上で市長への協議を徹底するよう指導すべきである。 | | |
| 項目 | (結果) 施行規則上の使用料の支払時期に関する記載の誤りについて | | |
| 施設名 | 福岡市産学連携交流センター | ページ | 267 |
| 内容 | 福岡市産学連携交流センター条例施行規則の使用料の支払時期に関する条文に、一部文言の誤りがあった。正確に記述することが求められることから、記載を修正すべきである。 | | |
| 項目 | (結果) 使用料の運用と規定の乖離解消について | | |
| 施設名 | アイランドシティ中央公園 | ページ | 485 |
| 内容 | 体験学習施設では、福岡市公園条例施行規則別表第4において、小人は50円の使用料が発生するとされている。しかし、実際の運用では3歳以下の施設使用料は徴収されていない。市は、3歳以下の施設使用料に対する方針を明確にし、無料とする場合には福岡市公園条例に規定すべきである。 | | |
| 項目 | (結果) 社会実験の終期設定等について | | |
| 施設名 | 市営大橋駐車場 | ページ | 527 |
| 内容 | 社会実験の終期設定等について、適切な決裁等の事務手続がされていない。 したがって、市は社会実験について期間(終期)を定めるとともに、実験終了後には結果の分析及び評価を行った上で、本格実施に移行し条例等の改正を行うか、本格実施には移行しないという判断の方向性を明確にすべきである。 | | |
| 項目 | (結果) 現金管理の徹底について | | |
| 施設名 | 福岡市海の中道青少年海の家 | ページ | 664 |
| 内容 | 現場調査時、監査人が当該出納帳と現金の有高を照合したところ、有高の方が130円少なかった。現金は、その性質上、紛失や横領のリスクが高いものであるため、市はその管理を徹底するように指導すべきである。 | | |

② 使用料の設定根拠が不明等であったもの

| 項目 | (結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
|-----|----------------------------|-----|-----|
| 施設名 | 福岡市男女共同参画推進センター | ページ | 182 |
| | 福岡市立少年科学文化会館 | ページ | 189 |
| | 福岡市健康づくりサポートセンター | ページ | 196 |
| | 福岡市創業者育成施設 | ページ | 256 |
| | 福岡市ロボスクエア | ページ | 273 |
| | 博多座 | ページ | 298 |
| | 福岡市美術館 | ページ | 332 |
| | 福岡市博物館 | ページ | 353 |
| | 福岡市油山市民の森 | ページ | 370 |
| | 花畑園芸公園 | ページ | 377 |
| | 福岡市市民リフレッシュ農園 | ページ | 388 |
| | 福岡市田園スポーツ広場 | ページ | 397 |
| | 福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 484 |
| | 福岡市動植物園 | ページ | 512 |
| | 市営築港駐車場、市営大橋駐車場 | ページ | 526 |
| | 福岡市自転車駐車場 | ページ | 574 |

| | | | |
|-------|---|-------|-----|
| 内 容 | <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> | | |
| 項 目 | （結果） 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
| 施 設 名 | 博多町家ふるさと館 | ペ ー ジ | 280 |
| | 福岡市海づり公園 | ペ ー ジ | 419 |
| | 博多港国際ターミナル | ペ ー ジ | 618 |
| 内 容 | <p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> | | |
| 項 目 | （意見） 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
| 施 設 名 | 福岡市立今宿野外活動センター | ペ ー ジ | 99 |
| | 福岡市社領スポーツ広場 | ペ ー ジ | 106 |
| | 福岡市立地区体育施設等 | ペ ー ジ | 170 |
| | 福岡市市民福祉プラザ | ペ ー ジ | 211 |
| | 福岡市音楽・演劇練習場 | ペ ー ジ | 312 |
| | 福岡市民会館 | ペ ー ジ | 325 |
| | 福岡アジア美術館 | ペ ー ジ | 341 |
| 内 容 | <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> | | |
| 項 目 | （意見） 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
| 施 設 名 | 福岡市海浜公園 | ペ ー ジ | 601 |
| 内 容 | <p>閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できたが、利用料金上限額の設定根拠が明確とまではいえない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> | | |

| | | | |
|-------|---|-----|-----|
| 項 目 | (意見) 条例等における利用料金及び減免内容等の設定について | | |
| 施 設 名 | 福岡市コンベンション施設 | ページ | 291 |
| 内 容 | <p>過去の包括外部監査において、本施設の設置条例には利用料金の算定方法等は全く規定されていないとの指摘がある。現状においても措置未了であるが、次回の料金改定の時期を別途に条例の改正について検討が行われる予定である。</p> <p>コンベンション施設の特性を踏まえ柔軟な料金設定が可能になるように配慮をしたうえで、利用料金及び減免内容等の算定方法や上限枠が明確になるように条例改正を行うことが望ましい。</p> | | |

③ 減免の設定根拠が不明等であったもの

| | | | |
|-------|---|-----|-----|
| 項 目 | (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
| 施 設 名 | 福岡市男女共同参画推進センター | ページ | 182 |
| | 福岡市立少年科学文化会館 | ページ | 189 |
| | 福岡市健康づくりサポートセンター | ページ | 196 |
| | 福岡市葬祭場 | ページ | 231 |
| | はかた伝統工芸館 | ページ | 239 |
| | 福岡市産学連携交流センター | ページ | 266 |
| | 福岡市ロボスクエア | ページ | 273 |
| | 博多座 | ページ | 298 |
| | 福岡市音楽・演劇練習場 | ページ | 312 |
| | 福岡市民会館 | ページ | 325 |
| | 福岡市美術館 | ページ | 332 |
| | 福岡アジア美術館 | ページ | 341 |
| | 福岡市博物館 | ページ | 353 |
| | 福岡市赤煉瓦文化館 | ページ | 364 |
| | 福岡市油山市民の森 | ページ | 370 |
| | 花畑園芸公園 | ページ | 377 |
| | 福岡市市民リフレッシュ農園 | ページ | 388 |
| | 福岡市田園スポーツ広場 | ページ | 397 |
| | 油山牧場・背振牧場 | ページ | 412 |
| | 福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 484 |
| | 福岡市立霊園 | ページ | 502 |
| | 福岡市動植物園 | ページ | 512 |
| | 福岡市営駐車場 | ページ | 526 |
| | 福岡市営渡船 | ページ | 590 |
| | 福岡市海浜公園 | ページ | 600 |
| | 福岡市ヨットハーバー | ページ | 609 |
| | 博多港国際ターミナル | ページ | 618 |
| | 福岡市立市民センター | ページ | 644 |
| | 福岡市総合図書館 | ページ | 655 |
| 内 容 | <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> | | |

| | | | |
|-------|---|-----|-----|
| 項 目 | (結果) 利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
| 施 設 名 | 博多町家ふるさと館 | ページ | 280 |
| | 福岡市海づり公園 | ページ | 419 |
| | 福岡市海浜公園 | ページ | 600 |
| 内 容 | <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度（減免規定）を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> | | |
| 項 目 | (結果) 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について | | |
| 施 設 名 | 福岡市ヨットハーバー | ページ | 609 |
| | 博多港国際ターミナル | ページ | 619 |
| 内 容 | <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。</p> <p>しかし、市は、利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。</p> <p>そのため、利用料金に係る減免の減免対象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> | | |
| 項 目 | (結果) 特別決裁による減免理由の明文化について | | |
| 施 設 名 | 福岡市海の中道青少年海の家 | ページ | 664 |
| 内 容 | <p>指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとして、半額減免を認めている団体がある。しかし、減免が認められるに至った指定管理者と福岡市との協議文書や根拠文書は保存されていなかった。</p> <p>減免が明確な根拠に基づいて実施していることを文書として示し、市民に対して透明性を担保する必要がある。したがって減免を認めるに至った経緯や検討状況等を明文化した文書を保存しておくべきである。</p> | | |
| 項 目 | (意見) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について | | |
| 施 設 名 | 福岡市地域交流センター | ページ | 88 |
| | 福岡市立今宿野外活動センター | ページ | 99 |
| | 福岡市社領スポーツ広場 | ページ | 106 |
| | 福岡市立地区体育施設等 | ページ | 170 |
| | 福岡市姪浜買物広場 | ページ | 247 |
| 内 容 | <p>各施設において、①閲覧した文書により現在の減免制度（減免規定）に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度（減免規定）の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度（減免規定）に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 項目 | (意見) 無料利用者の範囲の明確化について | | |
| 施設名 | 福岡市立障がい者スポーツセンター | ページ | 221 |
| 内容 | <p>施設を無料で利用できる者として、福岡市立障がい者スポーツセンター条例施行規則に「障がい者等」の規定があるが、当該障がい者等の範囲が一部不明確である。</p> <p>無料で施設利用が可能となる利用者の具体的な範囲を定めるとともに、その内容を施行規則等において規定することが望ましい。また、規定した施行規則等に従い適切な運営がされるよう指定管理者に周知徹底することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 条例等における減免金額の明文化について | | |
| 施設名 | 福岡市創業者育成施設 | ページ | 257 |
| | 福岡市立霊園 | ページ | 502 |
| | 福岡市営渡船 | ページ | 590 |
| 内容 | <p>施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。</p> <p>減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 使用料減免要綱記載内容の条例又は施行規則への明文化について | | |
| 施設名 | 福岡市創業者育成施設 | ページ | 258 |
| 内容 | <p>施設の具体的な減免は「創業者育成施設における学生起業家利用時の使用料減免要綱」に規定されている。</p> <p>減免については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましく、要綱を適用しての減免は、可能な限り限定的にすべきである。よって、継続的かつ今後も改定の見込みがない減免については、条例または施行規則で明文化することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について | | |
| 施設名 | 博多町家ふるさと館 | ページ | 282 |
| | 福岡市海づり公園 | ページ | 422 |
| 内容 | <p>利用者に対して、施設のホームページ等において、全ての減免内容が開示されおらず、公平性及び透明性が担保されているとはいえない状況にある。</p> <p>利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> | | |
| 項目 | (意見) 利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握について | | |
| 施設名 | 博多座 | ページ | 299 |
| 内容 | <p>事業の特性を考慮すると、指定管理者の経営判断として営業活動の一環で利用料金の減免が実施されており、その裁量及び市が減免実績の具体的な内容を把握していないことについては理解できる。</p> <p>公の施設であることを踏まえ、指定管理者の裁量に留意しながらも、一定の牽制機能を発揮するため、利用料金に係る減免制度(減免規定)について、基本的枠組みを把握することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 営利目的利用時における減免の見直しについて | | |
| 施設名 | 福岡市音楽・演劇練習場 | ページ | 313 |
| 内容 | <p>使用料の減免規定は、利用用途によって区分が無く、営利目的として利用された場合であっても減免規定の要件に該当する限り減免となってしまう。このため、営利目的と考えられる公演にも減免が適用されていた。</p> <p>営利目的として利用する場合については、減免の対象とならないように施設の設置条例及び同施行規則を変更することが望ましい。</p> | | |
| 項目 | (意見) 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について | | |
| 施設名 | 福岡市美術館 | ページ | 333 |
| | 福岡アジア美術館 | ページ | 343 |
| | 福岡市博物館 | ページ | 354 |
| | 福岡市営渡船 | ページ | 591 |
| 内容 | <p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> | | |

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 使用料等の減免対象事由の再確認等について | | |
| 施設名 | 友泉亭公園 | ページ | 485 |
| 内容 | 現地調査を実施したところ、指定管理者が一部の減免対象事由について認識を誤っていた。減免対象事由について指定管理者との間で認識に誤解のないようにすることが望ましい。 | | |
| 項目 | (意見) 公園占使用料等減免要綱における雁の巣レクリエーションセンターの取扱いの明確化について | | |
| 施設名 | 福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 487 |
| 内容 | 雁の巣レクリエーションセンターは「公園占使用料等減免要綱」の「公園」の定義に当てはまらないにもかかわらず、減免規定の具体的な運用は同要綱に基づき行われており、福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例と実際の運用に乖離が生じていると言わざるを得ない。 雁の巣レクリエーションセンター条例についても「公園占使用料等減免要綱」の対象になることを明確化する等必要な対応が望まれる。 | | |

④ 設備有料化の検討、利用実態に相応しい料金体系の検討等が望ましいもの

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 項目 | (意見) 駐車場有料化の検討について | | |
| 施設名 | 福岡市立今宿野外活動センター | ページ | 100 |
| | 福岡市社領スポーツ広場 | ページ | 106 |
| | 福岡市民会館 | ページ | 326 |
| 内容 | 上記の各施設には無料駐車場が整備されている。駐車場の有料化について、検討していない、検討はしているが有料化のシミュレーションはしていない等の回答を得た。 周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。 | | |
| 項目 | (意見) 宿泊施設使用料単位の見直しについて | | |
| 施設名 | 福岡市立今宿野外活動センター | ページ | 100 |
| 内容 | テント施設が1張当たり、ロッジ施設が一人当たりの価格となっているため、ロッジ施設の方が明らかに設備は充実しているが、宿泊者の人数が少ない(6人未満)場合はテント施設利用よりもロッジ施設利用の方が使用料は安くなる等の問題点がある。 そのため、ロッジ施設もテント施設と同様、1棟当たりの金額で使用料を設定することが望ましい。 | | |
| 項目 | (意見) 市民プール専用利用の使用単位の見直しについて | | |
| 施設名 | 福岡市立地区体育施設における各市民プール | ページ | 172 |
| 内容 | 市民プールでは、専用利用について4時間を1単位として使用を許可している。しかし、使用時間は1時間～2時間程度であるにもかかわらず、1コマが4時間であるために、4時間分の使用料を支払っている団体が多数見受けられた。 受益者負担の考え方に照らし、実態に即した使用単位及び使用料を再検討することが望まれる。 | | |
| 項目 | (意見) 観覧料の有料化の検討について | | |
| 施設名 | はかた伝統工芸館 | ページ | 239 |
| 内容 | はかた伝統工芸館では、企画展示室及びホールを専用利用する場合には使用料を徴収するが、観覧料については特別な事業を行う場合を除き無料である。 来館者数の確保により伝統工芸品の知名度を向上させ販売促進を行うという目標を踏まえつつ、地域との連携及びサービス内容の更なる向上を図ることを前提として、観覧料の有料化について検討することが望まれる。 | | |
| 項目 | (意見) 収入の確保方策の検討について | | |
| 施設名 | 福岡市姪浜買物広場 | ページ | 247 |
| 内容 | 姪浜買物広場の主たる利用者である商店会が減免の対象となっており、当該施設を利用促進したとしても収入を確保することが難しい仕組みとなっている。 収入確保の観点から、減免対象として主たる利用者が設定されることの妥当性を検討することが望まれる。そのうえで減免対象とならない者の利用も積極的に促進し、収入の確保につなげることを望まれる。その他、自動販売機の設置等もあわせて検討することが望まれる。 | | |
| 項目 | (意見) 楽屋の使用料の有料化について | | |
| 施設名 | 福岡市民会館 | ページ | 326 |
| 内容 | 楽屋の使用料は設定されていない。 近隣施設の状況及び本市の施設で楽屋料金を徴収している事例があることを踏まえ、楽屋の使用料を設定することが望ましい。 | | |

| | | | |
|-------|---|-----|-----|
| 項 目 | (意見) 弾力的な駐車料金の設定に関する検討について | | |
| 施 設 名 | 福岡市自転車駐車場 | ページ | 574 |
| 内 容 | 施設ごとに有する特性が異なれば、それに応じて施設ごとの利用者ニーズの有無も異なるといえる。しかし、一部の例外を除いて市内の自転車駐車場の駐車場金は一律に設定されている。施設ごとに存在する特性や利用者ニーズを分類し、その分類に従った弾力的な料金設定を検討することが望まれる。 | | |
| 項 目 | (意見) 一時利用料金と定期利用料金の関係について | | |
| 施 設 名 | 天神自転車駐車場 | ページ | 577 |
| 内 容 | 現状の天神自転車駐車場における料金設定について、一時利用料金は、1日(1回)50円であるため、1か月に30回利用すると1,500円となるが、1か月定期利用料金(一般・共通定期乗車券以外)は1,900円であり、一時利用料金で利用したほうが400円安いことになる。このように、一般的な一時利用料金と定期利用料金とは異なる関係性になっているため、利用者の誤解を招きかねない料金設定であると考え。可能な限り利用者に誤解を与えない料金設定のあり方を検討することが望まれる。 | | |

⑤ その他受益者負担のあり方の観点から検討することが望ましいもの

| | | | |
|-------|--|-----|-----|
| 項 目 | (意見) 土地賃借契約の見直しについて | | |
| 施 設 名 | 福岡市和白地域交流センター | ページ | 89 |
| 内 容 | 本施設の建物は賃借である。賃料は物価の変動、経済情勢の変動等に伴い改定することが可能であるが、賃料見直しの検討を行っていない。施設運営に係るコスト把握及び現在の建物評価額の目安を踏まえ、賃料については見直しの検討を行うことが望まれる。 | | |
| 項 目 | (意見) 体育備品の貸出伝票の連番管理について | | |
| 施 設 名 | 福岡市立中央体育館 | ページ | 171 |
| 内 容 | 卓球やバドミントンの備品、ボール等の貸出時における現金の授受に関して、貸出伝票を使用しているが、当該伝票は連番管理されていない。当該貸出伝票は、領収金額の唯一の証憑となるものであり、事業者にとっては領収書控と同じ役割を果たす伝票である。領収書控が、紛失や横領防止の観点から連番が付されていることを踏まえれば、市は、当該貸出伝票についてもあらかじめ連番を付しておくよう、指定管理者に対し指導することが望まれる。 | | |
| 項 目 | (意見) 分析機器に係る使用料後納申請書の提出不要について | | |
| 施 設 名 | 福岡市産学連携交流センター | ページ | 267 |
| 内 容 | 分析機器の使用料の納付時期については、後納が認められている。しかし、原則として後納が認められているにもかかわらず、使用申請のたびに使用料後納申請書が提出されている。分析機器に関しては、使用料後納申請書の提出は不要とすることが望ましい。これにより、利用者及び市の双方にとって事務負担を軽減することができる。 | | |

⑥ 望ましい受益者負担割合の検討

| | | | |
|-------|--|-----|-----|
| 項 目 | (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について ※受益者負担割合の試算結果が監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回った施設 | | |
| 施 設 名 | 福岡市地域交流センター | ページ | 90 |
| | 福岡市立今宿野外活動センター | ページ | 101 |
| | 福岡市立地区体育施設等 | ページ | 173 |
| | 福岡市男女共同参画推進センター | ページ | 183 |
| | 福岡市立少年科学文化会館 | ページ | 190 |
| | 福岡市健康づくりサポートセンター | ページ | 197 |
| | 福岡市市民福祉プラザ | ページ | 212 |
| | はかた伝統工芸館 | ページ | 240 |
| | 福岡市姪浜買物広場 | ページ | 248 |
| | 福岡市創業者育成施設 | ページ | 259 |
| | 福岡市産学連携交流センター | ページ | 268 |
| | 福岡市ロボスクエア | ページ | 274 |
| | 博多町家ふるさと館 | ページ | 283 |
| | 福岡市コンベンション施設 | ページ | 291 |
| | 福岡市民会館 | ページ | 327 |
| | 福岡市美術館 | ページ | 335 |

| | | | |
|--------------|--|--|-----|
| 施設名 | 福岡アジア美術館 | ページ | 345 |
| | 福岡市博物館 | ページ | 356 |
| | 福岡市赤煉瓦文化館 | ページ | 365 |
| | 福岡市油山市民の森 | ページ | 371 |
| | 花畑園芸公園 | ページ | 378 |
| | 福岡市市民リフレッシュ農園 | ページ | 389 |
| | 福岡市田園スポーツ広場 | ページ | 398 |
| | 油山牧場・背振牧場 | ページ | 412 |
| | 福岡市海づり公園 | ページ | 423 |
| | 福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター | ページ | 488 |
| | 福岡市動植物園 | ページ | 513 |
| | 福岡市自転車駐車場（博多区、きらめき通り、城南区他） | ページ | 579 |
| | 福岡市営渡船（観光目的利用） | ページ | 592 |
| | 福岡市ヨットハーバー | ページ | 611 |
| | 福岡市立市民センター | ページ | 644 |
| 福岡市総合図書館 | ページ | 656 | |
| 福岡市立老人福祉センター | ページ | 689 | |
| 内 容 | <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> | | |
| 項 目 | <p>（意見）望ましい受益者負担割合の検討について</p> <p>※受益者負担割合の試算結果が監査人が考える望ましい受益者負担割合と近似した施設</p> | | |
| 施設名 | 福岡市社領スポーツ広場 | ページ | 107 |
| | 福岡市立障がい者スポーツセンター | ページ | 222 |
| | 博多座 | ページ | 300 |
| | 福岡市音楽・演劇練習場 | ページ | 316 |
| | 福岡市立霊園 | ページ | 504 |
| | 福岡市営駐車場 | ページ | 529 |
| | 藤崎バス乗継ターミナル | ページ | 534 |
| | 福岡市海浜公園 | ページ | 602 |
| | 博多港国際ターミナル | ページ | 621 |
| | 福岡市立背振少年自然の家、福岡市海の中道青少年海の家 | ページ | 666 |
| | 内 容 | <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> | |
| 項 目 | <p>（意見）望ましい受益者負担割合の検討について</p> <p>※受益者負担割合の試算結果が監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回った施設</p> | | |
| 施設名 | 福岡市葬祭場 | ページ | 232 |
| | 福岡市自転車駐車場（博多駅地区、清流公園自転車駐車場他） | ページ | 579 |
| | 福岡市営渡船（島民のための交通インフラ） | ページ | 592 |
| 内 容 | <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。</p> <p>ただし、目標とする受益者負担割合は設定していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。</p> | | |

以上